

令和 8 年

第 1 回市議会定例会 議案第 4 5 号

函館市衛生試験所設置条例の一部改正について

函館市衛生試験所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市衛生試験所設置条例の一部を改正する条例

函館市衛生試験所設置条例（昭和 3 7 年函館市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中

有害成分検査	簡 易 な も の	1 項目	7,900 円	を
	複 雑 な も の	1 項目	13,000 円	
	特 殊 な も の	1 項目	23,800 円	

有害成分検査	簡 易 な も の	1 項目	7,900 円	に
	複 雑 な も の	1 項目	13,000 円	
	特 殊 な も の	1 項目	23,800 円	
	有機フッ素化合物（P F O S および P F O A）	1 検体	35,000 円	

改める。

附 則

この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

有機フッ素化合物のうちP F O S等に係る有害成分検査について手数料を徴収することとするため